

千葉市告示第47号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和5年1月23日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月23日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の 前後別	変更の区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
磯辺茂呂町線	前	稲毛区長沼町288番125から 稲毛区長沼町288番139まで	28.00	50.2
	後		28.00～38.35	
園生町111号線	前	稲毛区園生町391番182から 稲毛区園生町390番35から	4.00	34.0
	後		4.00～11.50	